



島根県報

平成23年1月18日（火）

第2,257号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

救急病院の指定	（医 療 政 策 課）	2
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	（障 がい 福 祉 課）	2
換地計画書の縦覧（2件）	（農 村 整 備 課）	3
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	3
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	3
保安林の指定（3件）	（ ” ）	4

【公 告】

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	（都 市 計 画 課）	5
---------------------	-------------	---

【正 誤】

平成22年3月31日付け島根県報号外第90号中	（高 校 教 育 課）	6
-------------------------	-------------	---

告 示

島根県告示第32号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院に該当すると認めため、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	認定期間
松江市立病院	松江市乃白町32番地 1	平成23年 2月 1日から 平成26年 1月31日まで
松江赤十字病院	松江市母衣町200番地	
松江記念病院	松江市上乃木三丁目 4番 1号	
総合病院松江生協病院	松江市西津田八丁目 8番 8号	
玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町 1- 2	
安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931番地	
公立雲南総合病院	雲南市大東町飯田96番地 1	
町立奥出雲病院	仁多郡奥出雲町三成1622番地 1	
飯南町立飯南病院	飯石郡飯南町頓原2060番地	
島根県立中央病院	出雲市姫原四丁目 1番地 1	
出雲市民病院	出雲市塩冶町1536- 1	
出雲市立総合医療センター	出雲市灘分町613番地	
独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	浜田市浅井町777番12	
社会福祉法人恩賜師財団島根県済生会 江津総合病院	江津市江津町1016番地37	
益田赤十字病院	益田市乙吉町イ 103- 1	

島根県告示第33号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したため、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成23年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
生泉堂調剤薬局	松江市大正町455- 5	育成医療 更生医療	平成23年 1月 1日
調剤薬局サズ	益田市中吉田町344- 1	育成医療 更生医療	平成23年 1月 1日
なかのしま薬局	益田市中島町イ 370- 8	育成医療 更生医療	平成23年 1月 1日

島根県告示第34号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う隅地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成23年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成23年 1月18日から21日間

3 縦覧の場所

益田市役所

島根県告示第35号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う大原地区中谷上工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成23年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成23年 1月18日から21日間

3 縦覧の場所

雲南市役所

島根県告示第36号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成19年島根県告示第10号による保険に付すべき義務は、平成23年 1月 4日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成23年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大田市加入区

島根県告示第37号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市所原町字タヅノ木瀧ノ奥4540、4540-1、字タヅノ木5494から5499まで
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第38号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
松江市鹿島町片句字大片句426から428まで、431、432-5、432-6、433、434、436
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第39号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年 1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
安来市広瀬町上山佐903、904、904-1、905、906、2857、2858、2859-1、2860-1、2861-1、2862、2863-1、2863-2、2864-1、2873-1、2873-2、2874から2881まで

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
広瀬町上山佐904、2857、2873-1、2873-2、2878
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第40号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
安来市広瀬町上山佐2539、2540
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成23年1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 土地区画整理組合の名称
安来市今津道マン土地区画整理組合
- 2 事業施行期間

平成21年9月8日から平成25年3月31日まで

3 施行地区

安来市今津町字道マンの一部

4 事務所の所在地

安来市今津町495番地

5 設立認可の年月日

平成21年9月8日

6 変更認可の年月日

平成23年1月18日

正 誤

平成22年3月31日付け島根県報号外第90号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤				正				
3	別表第3中	産業工	単一障害学級	8	8	8	産業工	単一障害学級	8	8
		芸科	重複障害学級	3	3	3	芸科	重複障害学級	3	3
		生活テ	単一障害学級	8	8	8	生活テ	単一障害学級	8	8
		デザイン科	重複障害学級	3	3	3	デザイン科	重複障害学級	3	3